

令和7年
5月1日～
受付開始

日の出町シニアはつらつ補聴器助成事業のご案内

～あなたとつながり、私とつながる～

聴力は、加齢に伴い、徐々に低下します。聞こえづらくなって、日常生活に不便を感じている65歳以上の方を対象に、補聴器の購入費(上限5万円)を助成します。

セルフチェック

- ☐ 会話をしているときに聞き返す。
- ☐ 後ろから呼びかけられると気づかないことがある。
- ☐ 聞き間違いが多い。
- ☐ 話し声が大きいと言われる。
- ☐ 見えないところからの車の接近に気づかない。
- ☐ 電子レンジなどの電子音が聞こえない。
- ☐ 耳鳴りがある。



- 1～2個・・・ 実生活でお困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう。
- 3～4個・・・ 耳鼻咽喉科で相談してみましょう。
- 5個以上・・・ 早めに耳鼻咽喉科を受診することをおすすめします。

(出典) 一般社団法人日本補聴器販売店協会 HP

「聞こえ」について、意識したことはありますか？

65歳を超えると、聞こえづらさを感じる人が増え始め、75歳以上の約半数の方が聞こえづらさを感じています。

「聞こえづらさ」が進むと、生活するうえで支障をきたす可能性があります。

- 危険を察知する能力が低下する
- 周囲の人たちとのコミュニケーションがうまくいなくなる
- 社会的に孤立し、うつ状態に陥ることもある
- 自信がなくなる

このような状態が続くと、**認知機能に影響**をもたらす可能性もあると言われています。

気になることがあれば、早めに**耳鼻咽喉科を受診**しましょう。

聞こえの不安を解消して、生活の質を向上させましょう！

【問い合わせ先】

日の出町 いきいき健康課 高齢支援係
〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
電話：042-588-5368（直通） FAX：042-597-4369



事業概要



1. 対象者 ※以下の要件をすべて満たす方

- ☐ 日の出町に住所のある満 65 歳以上の方
 - ☐ 耳鼻咽喉科の医師による診察の結果、下記の所定基準いずれかに当てはまる方
※オーディオメーターによる検査結果（オーディオグラム＝聴力図）貼付
- | | |
|------|--|
| 所定基準 | ☐ 中等度難聴（両耳の平均聴力が 40 デシベル以上 70 デシベル未満）以上
☐ または、耳鼻咽喉科医から補聴器が必要と認められた方 |
|------|--|
- ☐ 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象でない方
 - ☐ 過去 5 年以内に、本事業による助成を受けていない方

2. 助成内容

助成上限額：50,000 円

- ☐ 購入額が助成上限額に満たない場合は、購入費（千円未満切り捨て）が助成額となります。
- ☐ 助成対象は、両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器 1 台の本体費用（補聴器に付属する電池、充電器およびイヤモールド含む）です。
- ☐ **管理医療機器として認定された製品で、言語聴覚士または認定補聴器技能者が調整し、適合状態が確認された補聴器**を購入した場合に限ります。
- ☐ 集音器の購入費用、診察料、検査料、証明書料、送料その他の購入に係る費用は除きます。

3. 申請の流れ ※次ページをご覧ください

4. 注意事項

- ☐ 支給決定前に購入した機器は対象となりません。
- ☐ 助成申請書の「医師意見欄」の記入を受けた日から **3 か月以内**に助成申請書を提出してください。
- ☐ 補聴器は、助成決定通知書に記載の**決定日に属する年度末(3 月末日)までに購入してください。**
- ☐ 請求書の提出期限は、助成決定通知書に記載の決定日の属する年度の**翌 4 月 5 日**です。期限内に、いきいき健康課高齢支援係へ提出(または郵送)してください。
- ☐ 補聴器購入後に別途発生した修理費やメンテナンス費用は助成の対象外です。

3. 申請の流れ

1 取得

助成交付申請書、医師意見書を取得してください。

申請書は、いきいき健康課窓口で配付 または 町ホームページからダウンロードが可能です。ダウンロードはこちらから→



2 受診

医師意見書に必要事項を記入の上、医師意見書を持って、耳鼻咽喉科を受診してください。

検査の結果、医師から補聴器が必要と認められた場合、医師意見欄の記入を受け、聴力図（オーディオグラム）※写し可 を貼付してください。

医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。
受診に係る費用、意見書作成の費用は自己負担となります

3 見積

認定補聴器技能者が在籍する販売店（認定補聴器専門店等）で、相談・試聴を行い、見積書を取得してください。（見積書には「**金額の内訳**」・「**補聴器の製品名・型番等**」・「**店舗の連絡先**」の記載が必要です。）

※認定補聴器専門店とは、認定補聴器技能者が在籍する（公財）テクノエイド協会が認定している販売店です。

東京都内の認定補聴器専門店はこちら→

<https://www5.techno-aids.or.jp/shop/prefecture.php?p=13>



4 申請

下記の書類を「いきいき健康課高齢支援係」へ提出してください。（郵送可）

☐ 助成交付申請書

☐ 医師意見書

裏面に聴力図（オーディオグラム）を貼付してください

意見書記入日から3か月以内のもの

☐ 見積書の写し

審査の結果、助成を決定した方へ、町より「支給決定通知書」、「請求書」をお送りします。※支給決定後、変更や辞退をする場合は、別途届出が必要です。



5 購入

支給決定通知がお手元に届きましたら、見積書を取得した補聴器販売店にて補聴器を購入してください。

※補聴器は、**支給決定通知書に記載の決定日に属する年度末（3月末日）までに購入してください。**

6 請求

購入後、速やかに下記の書類をいきいき健康課高齢支援係へ提出してください。（郵送可・当日消印有効）

☐ 請求書

☐ 購入した補聴器の領収書の写し

・「**金額の内訳**」・「**補聴器の製品名・型番等**」・「**店舗の連絡先**」の記載が必要です。

・ **見積書の金額と相違がある場合は、変更届の提出が必要です。**

請求書の提出期限は、支給決定通知書に記載の決定日に属する年度の**翌4月5日**です。町にて提出書類を確認後、助成金を振り込みます。※振込日のお知らせはしません。

認定補聴器専門店で相談する際のポイント

補聴器を一人ひとりの聞こえに合わせて調整することが必要です。

- できる限り、ご家族などと一緒にいきましょう。
- 補聴器をどのように使用したいか「目的」を伝えましょう。
- どんな時に聞こえにくいかなど、細かく伝えましょう。
- 予算や価格等の相談もしましょう。



購入後も、アフターケアは必要です！

- 定期的に耳鼻咽喉科を受診・認定補聴器技能者に相談しましょう。
- 日頃のお手入れや定期的なメンテナンスも重要です。
- 補聴器の使用の中で、聞こえに不具合など感じたら、販売店で調整等をしてもらいましょう。